

県地質調査業協会

宇都宮市と災害時協定

円滑な復旧へ技術者動員

県地質調査業協会(喜内敏夫会長)と宇都宮市、宇都宮市上下水道局は25日、「災害時の応急対策業務の実施に関する協定」を締結した。同市が

締結した災害時協定は、今回が11例目。今後は、災害発生時の復旧業務を円滑に実施するため、同協会が技術者や資機材等を動員して被害の拡大防止を図り、市管理施設の機能確保・早期回復を目指すしていく。

同市では、東日本大震

災や関東・東北豪雨等で公共土木施設が被災。それらの経験から、土砂災害による2次被害の防止や円滑な復旧工事の実施には、迅速な地質調査業務が不可欠であると判断し、同協会と災害時協定を締結。支援体制の強化を図ることとした。

宇都宮市役所で行われた調印式には、同協会から喜内会長をはじめ、加藤薫副会長、小堀俊明副会長ら幹部が出席。市からは佐藤栄一市長、飯塚

由貴雄建設部長、塚田浩都市整備部長ほか担当職員、上下水道局からは桜井鉄也事業管理者らが同席した。

協定締結にあたり、佐藤市長は「本市は2017年3月に国土強靱化地域計画を策定。市民の生命や財産を守るため、災害に強いまちづくりを推進している。有事の際には迅速かつ的確な被災状況の把握や復旧工事が急務となるが、地質調査は

初動対応に不可欠なものであるため、本協定の締結によって災害発生時の支援体制が構築され、大変心強く感じている」と述べ、地域防災力向上への一層の尽力を願った。

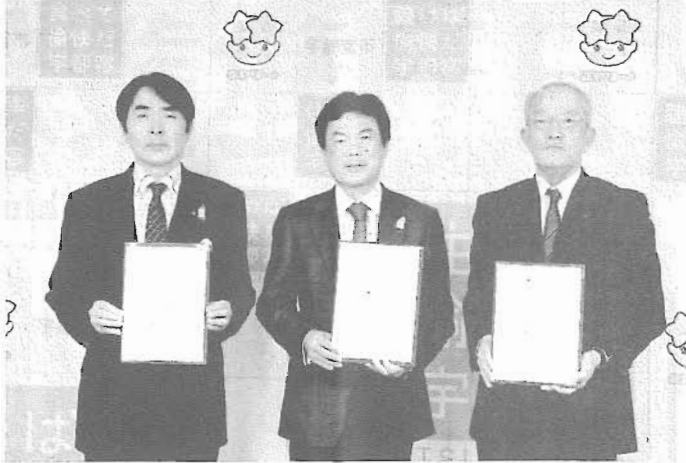
また、喜内会長は「当協会は1970年に創立され、48年が経過したが、行政との災害時協定の締結は初めてであり、責任の重さを感じている。今後は連絡体制を整備し、必要な技術や調査機

器類を確保してまいりたい」と地域社会への貢献を誓った。

その後、喜内会長と佐藤市長、桜井事業管理者が協定書を交換し、出席者による記念撮影が行われた。

同協定の対象は、市が管理する河川、急傾斜地、道路、橋梁、公園、上下水道、公共建築物などの土木・建築施設の災害応急対策に必要な地質調査等の業務。同市は災

害復旧関連で、土木施設の調査・設計業務に関する協定を2件、土木施設の応急工事に関する協定を6件、建築物の応急工事に関する協定を2件締結している。



協定調印後の記念撮影